

国立大学法人大分大学債権管理事務取扱内規

平成21年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、国立大学法人大分大学債権管理規程（平成16年規則第7号。以下「規程」という。）及び国立大学法人大分大学債権管理事務取扱細則（平成16年細則第23号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、債権管理事務取扱に関して必要な事項を定める。

(債権管理事務担当課)

第2条 出納命令役の取扱いに係る債権の管理事務は、財務部経理課が担当する。

2 分任出納命令役の取扱いに係る債権の管理事務は、医学・病院事務部医事課が担当する。

(債権発生通知義務者等)

第3条 規程第6条に規定する債権の発生、第13条に規定する債権の消滅及び細則第7条の債権の異動（以下「債権発生等」という。）に関する通知義務者は、債権発生処理する業務担当部署の長とし、通知事務担当者は、債権発生処理する業務担当部署職員とする。

(債権管理計算書等の提出期限)

第4条 分任出納命令役は、その取扱いに係る債権管理計算書等を次のとおり出納命令役に提出しなければならない。

(1) 債権管理計算書 翌年度5月15日まで

(2) 債権みなし消滅整理報告書 その都度

(帳簿への記載を行うべき時期の特例)

第5条 細則第3条第1号に規定する債権は、同号に規定する債権で納入の請求をしなければならないもののうち、その履行期限から起算して20日前の日が当該履行期限の属する年度の前年度の3月中における日に該当するものとし、同号に規定するときは、同月中における当該日以前の日とする。

(債権の調査確認の書類)

第6条 出納命令役は、細則第5条第1項の規定によりその所掌に属する債権について、調査確認したときは、その調査確認した事項を明らかにした書類を作成しなければならない。

(発生年度の区分及び債権の種類)

第7条 細則第5条第1項第2号に規定する債権の発生年度の区分は、別表第1のとおりとする。

2 細則第5条第1項第3号に規定する債権の種類は、別表第2のとおりとする。

(債権管理簿の記入の方法)

第8条 債権管理簿の記入の方法に関し必要な事項は、別表第3に掲げるところによる。

(返納金に係る債権の発生に関する通知の手続)

第9条 規程第6条に規定する者は、契約行為の結果返納金に係る債権が発生したことを通知する場合において、当該返納金が規定により出納役の支払った金額に戻し入れることができるものであるときは、その支払金額に係る支出の所属年度、国立大学法人大分大学予算管理規程第3条に規定する予算部局(以下「部局」という。)及び勘定科目等を併せて通知するものとする。

(納入の請求に係る履行期限の設定及び弁済充当の順序)

第10条 出納命令役は、その所掌に属する債権の履行期限については、法令又は契約に定めがある場合を除き、規程第5条第1項の規定により債務者及び債権金額を確認した日から20日以内における適宜の履行期限を定めなければならない。

2 出納命令役は、次に掲げる債権について納入の請求をする場合に、納付された金額が当該債権の金額及び利息、延滞金の金額の合計額に足りないときは、その納付された金額を先ず当該債権に充当し、次いで延滞金等に充当する旨を明らかにすることができる。

(1) 規程第19条第3項に規定する債権

(2) 収入金に属する返納金以外の返納金に係る債権

(出納命令役の行う履行の請求の手続)

第11条 出納命令役は、規程第7条の規定により、債務者に対して履行の請求をする場合には、同一債務者に対する債権金額の合計額が履行の請求に要する費用を超えない場合を除くほか、規程第5条の規定により債務者及び債権金額を確認した日(履行期限の定めのある債権にあっては、その確認した日と当該履行期限から起算して20日前の日とのいずれか遅い日)後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所、弁済の充当の順序その他納付に関し必要な事項を明らかにした書類を作成しなければならない。

2 出納命令役は、前項の書類を作成した後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所その他納付に関し必要な事項を明らかにした国立大学法人大分大学会計事務取扱規程(平成16年規程第50号)第16条第1項に規定する請求書(以下「請求書」という。)を作成して債務者に送付しなければならない。ただし、口頭をもってする納入の請求により債務者をして即納させる場合は、この限りでない。

3 出納命令役は、前項の規定により請求書を送付した場合において、当該債権が収入金に属する返納金以外の返納金に係るものであるときは、同項に規定する事項を明らかにした書面を当該返納金に係る支払事務担当職員に送付しなければならない。

4 出納命令役は、口頭をもってする納入の請求により債務者をして即納させる場合には、その納付を受けるべき現金出納職員に対し、納付すべき金額その他納付に関し必要な事項を通知しなければならない。

(出納命令役に対する債権金額等の通知)

第12条 出納命令役は、その所掌に属する債権のうち、細則第9条に規定するもので、その必要があると認めるものに係るものについては、第6条の規定により調査確認した事項を明らか

にした書類を作成した日後遅滞なく、債務者の住所及び氏名又は名称、履行すべき金額、履行期限、弁済の充当の順序その他履行に関し必要な事項を関係の出納役又は現金出納職員に通知しなければならない。

(相殺超過額の納付書の送付)

第13条 出納命令役は、第11条第2項の規定によりその所掌に属する債権について債務者に対して納入請求書を送付した後当該債権が法人の債務と相殺された場合において、当該債権の金額が相殺額を超過するときは、債務者の住所及び氏名又は名称、納付すべき金額、期限及び場所その他納付に関し必要な事項を明らかにした請求書を再度作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、納付期限は、既に請求をした納付期限と同一の期限とし、当該請求書に「相殺超過額」の記載をするものとする。

2 前項の場合において、納入者が納付すべき金額が請求書の送付に要する費用を超えないときは、出納命令役は、同項の規定にかかわらず請求書を送付しないことができる。

(請求書等を亡失した場合等に債務者に送付する請求書)

第14条 出納命令役は、債務者から請求書を亡失し、又は著しく汚損した旨の申出があったときは、直ちに当該請求書に記載された事項を記載した請求書を再度作成し、これを当該債務者に送付しなければならない。

(督促の手続等)

第15条 規程第8条の規定により出納命令役が行う履行の督促は、所定の督促状を債務者に送付することにより行うものとする。ただし、必要に応じ口頭をもって履行の督促を行うことができる。

(履行期限の繰上げの手続)

第16条 出納命令役が規程第9条の規定により収入金に係る債権以外の債権について履行期限を繰り上げて行う納入の請求は、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにして行わなければならない。

2 出納命令役は、収入金に係る債権以外の債権について債務者に対して納入の請求をした後において、当該債権について履行期限を繰り上げようとするときは、履行期限を繰り上げる旨及びその理由を明らかにした請求書を債務者に送付しなければならない。

(担保の価値)

第17条 細則第10条に規定する担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる。

- (1) 国債及び地方債（港湾法（昭和25年法律第218号）第30条第1項の規定により港湾局が発行する債権を含む。）政府に納むべき保証金その他の担保に充用する国債の価格に関する件（明治41年勅令第287号）に規定し、又は同令の例による金額
- (2) 出納命令役が確実と認める社債、特別の法律により法人の発行する債権及び貸付信託

の受益証券 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額

- (3) 証券取引所に上場されている株券（端株券を含む。）、出資証券及び投資信託の受益証券 時価の8割以内において出納命令役が決定する価額
- (4) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形 手形金額（その手形の満期の日が当該担保を付することとなっている債権の履行期限後であるときは、当該履行期限の翌日から手形の満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般金融市場における手形の割引率により割り引いた金額
- (5) 出納命令役が確実と認める金融機関その他の保証人の保証 その保証する金額
- (6) 前各号に規定する担保以外の担保 財務大臣の定めるところにより出納命令役が決定する金額

（担保の提供の手続等）

第18条 有価証券を担保として提供しようとする者は、これを出納命令役に提出しなければならない。ただし、登録国債（乙種国債登録簿に登録のあるものを除く。）又は社債等登録法（昭和17年法律第11号）の規定により登録した社債、地方債その他の債権については、その登録を受け、その登録済通知書又は登録済証を提出するものとする。

2 土地、建物その他の抵当権の目的とすることができる財産を担保として提供しようとする者は、当該財産についての抵当権の設定の登記原因又は登録原因を証明する書面及びその登記又は登録についての承諾書を出納命令役に提出しなければならない。

3 出納命令役は、前項の書面の提出を受けたときは、遅滞なく、これらの書面を添えて、抵当権の設定の登記又は登録を登記所又は登録機関に嘱託しなければならない。

4 金融機関その他の保証人の保証を担保として提供しようとする者は、その保証人の保証を証明する書面をその担保を求めた出納命令役に提出しなければならない。

5 出納命令役は、前項のその保証人の保証を証明する書面の提出を受けたときは、遅滞なく、当該保証人との間に保証契約を締結しなければならない。

（不良債権の処理の手続）

第19条 出納命令役は、その所掌に属する債権について規程第12条第1項に規定する措置をとる場合には、同条第1項の規定に該当する理由、その措置をとることが債権の管理上必要であると認める理由及び当該理由に応じて債務者の業務又は資産に関する状況、債務者の所在その他必要な事項を記載した書類を付して学長の承認を受けなければならない。

（債権を消滅したものとみなして整理する場合）

第20条 出納命令役は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が成立し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあること。
- (2) 債務者である個人以外の法人として組織されたもの（以下「法人」という。）の清算が

結了したこと当該の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第4号までに規定する事由がない場合を除く。。

- (3) 債務者が死亡し、その債務において限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び法人以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免がれたこと。

（消滅に関する通知等の手続）

第21条 細則第12条に規定する債権の消滅に関する通知は、債務者の住所及び氏名又は名称、消滅の日付、消滅金額、消滅の事由その他必要な事項を記載した書面を送付することにより行うものとする。

- 2 出納命令役は、相殺に関する通知を受けたとき又はその所掌に属する債権と法人の債務との間における相殺の意思表示を債務者から受けたときは、直ちに事項を明らかにした書面を作成して当該債務に係る支払事務担当職員に送付しなければならない。

（履行延期の特約等の手続）

第22条 細則第13条第1項に規定する書面には、同条第2項各号に規定する事項及び細則第19条に規定する条件を付することを承認する旨を記載するものとし、その書式は、所定の履行延期申請書によるものとする。

- 2 出納命令役は、債務者から前項の履行延期申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、規程第15条第1項各号に規定する場合の一に該当し、かつ、履行延期の特約等を行うことが債権の管理上必要であると認めるときは、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載した書類に当該申請書又はその写しその他の関係書類を添え、学長に履行延期の特約等を行うことの承認を受けなければならない。
- 3 前項の場合において、当該申請書の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人（保証人となるべき者を含む。）に対し、法令又は契約に定めがある場合を除きその承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行わなければならない。
- 4 出納命令役は、履行延期の特約等をする場合には、直ちに所定の履行延期承認通知書を作成して債務者に送付しなければならない。この場合において、当該通知書には、必要に応じ、出納命令役が指定する期限までに担保の提供の提出がなかったときは、その承認を取り消すことがある旨を付記しなければならない。

（期限を指定して延納担保を提供させる場合）

第23条 出納命令役は、履行延期の特約等をする債権で規程第17条の規定により担保を提供させることになっているものについて、その履行延期の特約等をするときまでに債務者が担保を提供することが著しく困難であると認めるときは、期限を指定して、その履行延期の特約等

をした後においてその提供をさせることができる。

第24条 出納命令役は、履行延期の特約等をした債権について、債務者の責に帰すべき事由により、前条に規定する期限までになかったときは、直ちに履行延期の特約等の解除又は取消しを行い、その旨を債務者に通知しなければならない。

附 則（平成21年内規第3号）

- 1 この内規は平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学債権管理事務取扱要項（平成16年4月1日制定）及び国立大学法人大分大学債権管理事務取扱要領（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則（平成24年内規第2号）

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年内規第6号）

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第7条関係）

債権の発生年度区分

債権の区分	発生年度の区分
1 細則第3条各号に掲げる債権	同条各号の規定により債権管理簿に記載すべき日の属する年度。ただし、同条第1号括弧書に該当する債権にあつては、当該各年度の4月中に到来する履行期限の属する年度
2 契約その他の行為により発生する債権（前項に該当する債権を除く。）	当該契約の締結をした日又は当該行為をした日の属する年度（債権の発生につき停止条件又は不確定の始期があるときは、条件の成就又は期限の到来により債権が発生した日の属する年度）
3 不当利得による返還金又は損害賠償金に係る債権	当該請求権の発生の原因となる事実のあつた日の属する年度
4 契約に関して発生した債権（前三項に該当する債権を除く。）	当該契約に関して債権が発生した日の属する年度

別表第2（第7条関係）

債権の種類

一 収入金に係る債権

部、款及び項に区分し、更に、債権の性質に従い、次に掲げるところにより目に区分する。

1 手数料の類

授業料債権

入学料及び入学検定料債権

免許料及び手数料債権

2 納付金の類

諸納付金債権

3 財産売払代の類

不動産売払代債権

刊行物売払代債権

農産物等売払代債権

不用物品売払代債権

4 財産貸付料及び使用料の類

職員宿舎使用料債権

寄宿舍料債権

- 物件貸付料債権
 - 物件使用料債権
 - 財産利用料債権
- 5 委任、請負及び委託等に基づく受託収入の類
 - 病院等療養費債権
 - 受託調査及び試験手数料債権
 - 受託手数料債権
- 6 利得償還金の類
 - 返納金債権
- 7 損害賠償金の類
 - 延滞金債権
 - 損害賠償金債権
- 二 収入金に係る債権以外の債権

次に掲げるところにより部、款、項及び目に区分する。

部	款	項	目
収入外債権	支出戻入金債権	支出戻入金債権	返納金債権

別表第3（第8条関係）

債権管理簿の記入の方法に関し必要な事項

- 一 債権管理簿には、規程第5条第1項及び細則第5条の規定により記載する事項のほか、次に掲げる日付を記入するものとする。
 - 1 債権が発生した日付（契約その他の定めるところにより法人に帰属した債権については、その発生した日付及び法人に帰属した日付）
 - 2 規程第5条第1項前段に規定する調査確認した事項に変更があった日付
 - 3 債権が消滅した日付
 - 4 前各号に規定するもののほか、債権の管理に関する事務の処理に関して必要な措置をとった日付又は債権の管理に関する事実で当該事務の処理上必要と認められるものの発生した日付
- 二 同一の発生年度若しくは種類に属する債権又は同一の発生原因に基づいて発生した債権をその他の債権と区分して整理することとなっている債権管理簿においては、債権の発生年度若しくは種類又は発生原因を当該債権管理簿の表紙又は見出しに記入することができる。同一の種類に属する債権をその他の債権と区分して整理することとしている債権管理簿において、利息に関する事項、延滞金に関する事項その他債権管理簿に記載すべき事項の内容が当該種類に属するすべての債権について同一である場合におけるこれらの事項の記入についても同様とする。
- 三 利息及び延滞金に係る債権は、これを付することとなっている債権と併せて記載するものとする。
- 四 債権の種類は、略称又は符号をもって表示することができる。
- 五 出納命令役は、次の一に掲げる減少額については、債権金額の減額整理をするため規程第

5条第2項の規定により，調査確認の上，変更の記載をするものとする。この場合において，債権管理簿には，これらの減少額を区分して整理しなければならない。

1 次に掲げる事由による債権の減少額

イ 債権の発生の原因となる契約その他の行為の解除又は取消し，当該行為に解除条件が付されている場合における当該解除条件の成就により消滅したこと。

ロ 債権が法令の規定に基づき譲渡され，又は更改若しくは混同により消滅したこと。

2 弁済（代物弁済を含む。），相殺又は充当による債権の減少額

3 債権の免除，消滅時効の完成その他1に掲げる事由以外の事由による債権の減少額（第20条の規定により債権が消滅したものとみなして整理する金額を含む。）